

- 計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)
- 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
五六八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六一六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)
- 14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
七一二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅、学校、事務所その他規則で定めるもの(以下この項において「共同住宅等」という。)の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)
- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)
- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)
- 18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三五八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)
- 19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)
- 20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

		<p>四八〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)</p> <p>21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの</p> <p>六〇六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円)</p>
--	--	--

「建築物の確認申請手数料の金額の欄に掲げる床面積の区分に応じ、そのおのこの額を「建築物の確認申請手数料の金額の欄に定める方法により算定した額」に、

法第八十八条第一項及び第二項において準用する法第六条第一項の規定による工作物の築造の確認の申請に対する審査	工作物の確認申請手数料	<p>一 工作物を築造する場合(二に掲げる場合を除く。)</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p> <p>四、〇〇〇円</p>
---	-------------	--

法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第六条第一項の規定による工作物の築造の確認の申請に対する審査	工作物の確認申請手数料	<p>一 工作物を築造する場合(二に掲げる場合を除く。)</p> <p>八、〇〇〇円</p> <p>二 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p> <p>四、〇〇〇円</p>
---	-------------	--

構造計算適合性判定対象建築物一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途(部分により用途を異にする建築物の場合において、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。一から二十一までにおいて

は法第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定により国土交通大臣若しくは知事が指定した者から求められた構造計算適合性判定

同じ。)及び床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。一から二十一までにおいて同じ。)の一から二十一までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの

一二五、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一一三、〇〇〇円)

二 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

一四四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)

三 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

二〇七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)

四 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの

二五二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)

- 五 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
二七六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一四〇、〇〇〇円)
- 六 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三一四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一七二、〇〇〇円)
- 七 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
三九〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三三六、〇〇〇円)
- 八 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
二二二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)
- 九 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二六〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一三七、〇〇〇円)
- 十 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三九八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)

に、

- 十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)
- 十二 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
五六八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)
- 十三 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
六一六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)
- 十四 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
七二二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)
- 十五 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
一七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一五二、〇〇〇円)
- 十六 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)
- 十七 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの

	<p>〇〇平方メートル以内のもの 三〇〇、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、一六〇、〇〇〇円）</p> <p>十八 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 三五八、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円）</p> <p>十九 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四一七、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円）</p> <p>二十 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四八〇、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円）</p> <p>二十一 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 六〇六、〇〇〇円（大臣認定プログラムによるものについては、五一一、〇〇〇円）</p>

「の指定に係る」を「を含む」に、「大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係るものの場合においては、当該移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を「移転等（用途の変更をする場合を除く。）をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等）」に、「第七条の三第二項」を「第七条の三第一項」に、

<p>法第七条の六第一項第二号（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>建築物等の仮使用承認申請手数料</p>	<p>一一〇、〇〇〇円</p>
---	------------------------	-----------------

<p>法第七条の六第一項第一号又は第十八条第二十二項第一号（法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における仮使用の承認（建築主事による承認を除く。）の申請に対する審査</p>	<p>建築物等の計画通知手数料</p>	<p>一一〇、〇〇〇円</p>
--	---------------------	-----------------

床面積の合計（建築物の建築又は移転等をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積（これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合においては、建築物の移転等に係るものの場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする建築物の建築又は移転等に係るものの場合においては、当該計画の変更に係る

を

部分の床面積の二分の一(建築の場合において床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。)をいう。一1から一9までにおいて同じ。)の一1から一9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額に、構造計算適合性判定対象建築物一棟ごとに、構造計算適合性判定対象建築物の用途(部分により用途を異にする建築物の場合においては、床面積が最大となる部分の用途をもって、その用途とする。二1から二21までにおいて同じ。)及び床面積の合計(既存建築物の全部又は一部を含んで構造計算適合性判定を必要とする場合においては、構造計算適合性判定の対象となる床面積に当該既存建築物の床面積を加えるものとし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定が必要となる建築物の床面積をいう。二1から二21までにおいて同じ。)の二1から二21までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額を加えた額

- 一1 床面積の合計が三〇平方メートル以内のもの 五、〇〇〇円
- 2 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 九、〇〇〇円
- 3 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一四、〇〇〇円
- 4 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 一九、〇〇〇円
- 5 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 三四、〇〇〇円
- 6 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの

もの

- 7 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 四八、〇〇〇円
- 8 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一四〇、〇〇〇円
- 9 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 一四〇、〇〇〇円
- 二1 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの 四六〇、〇〇〇円
- 二2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一一三、〇〇〇円
- 2 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 一四四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一二九、〇〇〇円)
- 3 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの 二〇七、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八一、〇〇〇円)
- 4 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 二五二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二一九、〇〇〇円)

- 5 〇円)
 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
 二七六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二四〇、〇〇〇円)
- 6 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
 三一四、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二七二、〇〇〇円)
- 7 構造計算適合性判定対象建築物の用途が工場等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
 三九〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三三六、〇〇〇円)
- 8 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 二二二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一八六、〇〇〇円)
- 9 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
 二六〇、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、二二七、〇〇〇円)
- 10 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
 三九八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、三四一、〇〇〇円)
- 11 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
 四七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四〇三、〇〇〇円)
- 12 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
 五六八、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、四八四、〇〇〇円)
- 13 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
 六一六、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、五二五、〇〇〇円)
- 14 構造計算適合性判定対象建築物の用途がホテル等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの
 七二二、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、六〇七、〇〇〇円)
- 15 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以内のもの
 一七一、〇〇〇円(大臣認定プログラムによるものについては、一五一、〇〇〇円)

- 16 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの
二〇六、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるものについては、一八〇、〇〇〇円)
- 17 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内のもの
三〇〇、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるものについては、二六〇、〇〇〇円)
- 18 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
三五八、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるものについては、三〇八、〇〇〇円)
- 19 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四一七、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるものについては、三五八、〇〇〇円)
- 20 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が二〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの
四八〇、〇〇〇円 (大臣認定プログラムによるものについては、四〇九、〇〇〇円)
- 21 構造計算適合性判定対象建築物の用途が共同住宅等の場合において、床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超え

<p>法第十八条第二項 (法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築等の計画の通知に係る計画に法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>建築物の計画通知手数料 (計画に昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>	<p>一 昇降機を設置する場合 (二に掲げる場合を除く。) 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額につき九、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円) を加えた額</p> <p>二 確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合 建築物の計画通知手数料の金額の欄に定める方法により算定した額につき五、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円) を加えた額</p>
<p>法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による建築設備の設置の計画の通知に対する審査</p>	<p>建築設備の計画通知手数料</p>	<p>一 建築設備を設置する場合 (二に掲げる場合を除く。) 九、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、四、〇〇〇円)</p> <p>二 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 五、〇〇〇円 (小荷物専用昇降機については、三、〇〇〇円)</p>
<p>法第八十八条第一項又は第二項において準用する法第十八条第二項の規定による工作物の築造の計画の通知に対する審査</p>	<p>工作物の計画通知手数料</p>	<p>一 工作物を築造する場合 (二に掲げる場合を除く。) 八、〇〇〇円</p> <p>二 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 四、〇〇〇円</p>
<p>法第七条の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての法第十八条第十四項</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料 (特定工程を含む建築物以外の建築物</p>	<p>一 床面積の合計 (建築物の建築又は移転等 (用途の変更をする場合を除く。)) をする場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積 (これらのうち、建築物の移転等に係るものの場合において</p>

に

<p>法第七条の三第一 項の特定工程を含む</p>	<p>建築物の工事 完了通知手数</p>	<p>の規定による建築物の工事の完了の通知に対する審査の場合)</p> <p>は、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの</p> <p>一〇、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一一、〇〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一六、〇〇〇円</p> <p>四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 二二、〇〇〇円</p> <p>五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 三六、〇〇〇円</p> <p>六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 五〇、〇〇〇円</p> <p>七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一一〇、〇〇〇円</p> <p>八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一九〇、〇〇〇円</p> <p>九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 三八〇、〇〇〇円</p> <p>一 床面積の合計(建築物の建築又は移転等(用途の変更をする場合を除く。)をする</p>
-------------------------------	--------------------------	--

<p>む建築物について の法第十八条第十 四項の規定による 建築物の工事の完 了の通知に対する 審査</p>	<p>料(特定工程 を含む建築物 の場合)</p>	<p>場合のそれぞれにおいて、当該建築又は移転等に係る部分の床面積(これらのうち、建築物の移転等に係る部分の場合においては、当該移転等に係る部分の床面積の二分の一とする。)をいう。二から九までにおいて同じ。)が三〇平方メートル以内のもの</p> <p>九、〇〇〇円</p> <p>二 床面積の合計が三〇平方メートルを超え一〇〇平方メートル以内のもの 一一、〇〇〇円</p> <p>三 床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一五、〇〇〇円</p> <p>四 床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 二二、〇〇〇円</p> <p>五 床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 三五、〇〇〇円</p> <p>六 床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四七、〇〇〇円</p> <p>七 床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一一〇、〇〇〇円</p> <p>八 床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一八〇、〇〇〇円</p> <p>九 床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 三七〇、〇〇〇円</p>
--	-----------------------------------	---

<p>法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物について法第十八條第十四項の規定による建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物以外の建築物について法第十八條第十四項の規定による建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物について法第十八條第十四項の規定による建築物の完了の通知に係る計画に法第七條の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査</p>	<p>法第七條の三第一項の特定工程を含む建築物について法第十八條第十四項の規定による建築物の完了の通知に係る計画に法第七條の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物で、計画に昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物で、計画に昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>
<p>料</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物で、計画に昇降機に係る部分が含まれる場合)</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物の場合)</p>	<p>建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物以外の建築物の場合)</p>
<p>九、〇〇〇円</p>	<p>一 建築物が小荷物専用昇降機以外のとき 一三、〇〇〇円 二 建築物が小荷物専用昇降機の場合 八、〇〇〇円</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計に応じ、そのおのの額に一基につき八、〇〇〇円を加えた額</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計に応じ、そのおのの額に一基につき二、〇〇〇円を加えた額</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計に応じ、そのおのの額に一基につき一三、〇〇〇円を加えた額</p>	<p>一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の工事完了通知手数料(特定工程を含む建築物の場合)の金額の欄に掲げる床面積の合計に応じ、そのおのの額に一基につき一三、〇〇〇円を加えた額</p>

<p>十八條第十四項の規定による建築物の工事完了の通知に対する審査</p>	<p>法第十八條第十四項の規定による建築物の工事完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物の特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>建築物の特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>建築物の特定工程工事終了通知手数料</p>	<p>建築物の特定工程工事終了通知手数料</p>
<p>八 中間検査を行う部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートルを超え五〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一六〇、〇〇〇円</p>	<p>七 中間検査を行う部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内のもの 一〇〇、〇〇〇円</p>	<p>六 中間検査を行う部分の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内のもの 四五、〇〇〇円</p>	<p>五 中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内のもの 三三、〇〇〇円</p>	<p>四 中間検査を行う部分の床面積の合計が二〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内のもの 二〇、〇〇〇円</p>	<p>三 中間検査を行う部分の床面積の合計が一〇〇平方メートルを超え二〇〇平方メートル以内のもの 一五、〇〇〇円</p>

法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に係る計画に法第十八条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	建築物の特定工程工事終了通知手数料(計画に昇降機に係る部分が含まれる場合)	九 中間検査を行う部分の床面積の合計が五〇、〇〇〇平方メートルを超えるもの 三三〇、〇〇〇円
法第八十七条の二において準用する法第十八条第十七項の規定による建築物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	建築物の特定工程工事終了通知手数料	一 昇降機を設置する場合(二に掲げる場合を除く。) 建築物の特定工程工事終了通知手数料の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そのおのおのの額に一基につき二、〇〇〇円を加えた額 二 小荷物専用昇降機を設置する場合 建築物の特定工程工事終了通知手数料の金額の欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、そのおのおのの額に一基につき八、〇〇〇円を加えた額
法第八十八条第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による工作物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	工作物の特定工程工事終了通知手数料	一 建築物が小荷物専用昇降機以外の場合 二、〇〇〇円 二 建築物が小荷物専用昇降機の場合 八、〇〇〇円
法第八十八条第一項において準用する法第十八条第十七項の規定による工作物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	工作物の特定工程工事終了通知手数料	九、〇〇〇円

改め、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)の項中「九 豚のオーエスキー病検査 七〇〇円」を

九 豚のオーエスキー病検査	七〇〇円
十 牛白血病検査	三〇〇円

項において「法」という。)の項を次のように改める。

十一 豚繁殖・呼吸障害症候群検査	七〇〇円	に改め、同表介護保険法(以下この
十二 豚の伝染性胃腸炎検査	三〇〇円	
十三 豚流行性下痢検査	三〇〇円	
介護保険法(以下この項において「法」という。)	法第六十九条の二第二項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施のうち法第六十九条の十一第一項に規定する試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料 八、〇〇〇円
法第六十九条の二第二項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験の実施のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定を除くもの	介護支援専門員実務研修手数料 二七、〇〇〇円	
法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査	介護支援専門員証の交付申請手数料 三、八〇〇円	
法第六十九条の八第二項の規定による介護支援専門員の更新研修	介護支援専門員更新研修手数料 二七、〇〇〇円	一 厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(平成十八年厚生労働省告示第二百十八号。以下この項において「研修基準」という。)(二の表に定める課程を受講する場合 二 研修基準の三の表に定める課程のうち、介護保険制度論、対人個別援助技術、高齢者の疾病と対処及び主治医との連携、社会資源活用、人格の尊重及び権